

議案第 108 号

松阪市債権管理条例の制定について

松阪市債権管理条例を次のように制定する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市債権管理条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 7 条）
- 第 2 章 市税及び公課（第 8 条）
- 第 3 章 その他の債権（第 9 条―第 15 条）
- 第 4 章 雑則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

（他の法令等との関係）

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則等（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等の定めるところにより、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

2 市長等は、前項の管理を行うため、市の職員に対し、規則で定めるところにより、その権限を委任するものとする。

（台帳の整備）

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

（督促）

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第7条 市長等は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、履行期限の到来前に徴収金に係る債権を徴収するため、履行期限を繰り上げるとともに、遅滞なく、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項の各号のいずれかに該当する場合その他市長等が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

第2章 市税及び公課

（滞納処分等）

第8条 市長等は、市税及び公課について、第6条の規定による督促を受けたものが指定した期限までに履行しないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、法令に定める事由に該当するときは、徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行うものとする。

第3章 その他の債権

（強制執行等）

第9条 市長等は、その他の債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第12条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第13条の規定により履行期限を延長する場合その他市長等が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されているその他の債権（保証人の保証があるその他の債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請

求すること。

(2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(専決処分)

第10条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議決によって指定された事項については、専決処分により処理することができる。

2 市長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(債権の申出等)

第11条 市長等は、その他の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、その他の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第12条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(履行延期の特約等)

第13条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第14条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込がないと認められるときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

（その他の債権の放棄）

第15条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。

- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
 - (3) 当該債権について、第 9 条ただし書に規定する債権管理者が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行がされる見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第 9 条に規定する強制執行等又は第 11 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第 12 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (7) 債務者が失踪、行方不明又は所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
 - (8) 当該債権（時効消滅について、時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務の履行の意思の有無を確認することができないとき。
- 2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

第 4 章 雑則

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。